「救える命があります!!」

AEDレンタル・サポート

●（目　的）

各種行事等の主催者に自動体外式除細動器（以下、AEDという。）を貸出し、有事の際の救命活動に備える。

　また、AEDを身近に触れる機会を提供し関心を高めるとともに、救命講習の受講促進と各施設や事業所等へのAED設置及び普及啓発を目的としています。

●（貸出し基準）

　貸出基準は、消防署、その他講習機関が実施する普通救命講習等を修了している者が配置されていること。

●（貸出し期間）

7日間以内

●（貸出し台数）

２台　（各イベントごとに１台の貸出しとなります）

●（貸出し手続）

1. 貸出しを希望する日の原則1カ月前までに、登別市消防本部へお申し込みください。（申請書を提出していただきます。）

登別市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出申請書

1. 貸出す時は、申請者に貸出決定通知書を送付します。
2. 貸出しは希望日に「AED貸出決定通知書」を持参していただき、担当者から貸出留意事項等の説明を行い貸出します。

●（返却手続）

　返却日までに登別市消防本部に持参いただき「AED使用実績報告書」の提出と外観点検を受けていただきます。

登別市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）使用実績報告書

●（問い合わせ）

登別市消防署

警備グループ救急救助担当　　TEL（０１４３）８５－２５５１